

議会基本条例の制定

議会改革の最終的な着地点として議会基本条例の制定があるが、今後の検討にあたっては、特別委員会等を設置の上、公開の場で議論していくことが考えられる。

議会の審査・調査機能の充実・強化

二元代表制の趣旨を踏まえた議会権能の強化を図るためには、議会の審査・調査機能の充実・強化が必要である。区長の専決処分を可能な限りなくし、議会が今まで以上に執行機関に対するチェック機能を果たしていくための「会期の見直し（通年議会等）」、執行機関からの提案や報告に対する質疑だけでなく議員相互間の自由討議を拡大し、議会を議員同士が活発に議論していく場としていくための「議員間討議の仕組みづくり」のほか、「議決事件の拡大」や「予算・決算審査方法の見直し（常任委員会化等）」等の検討が考えられる。

議会活動に係る情報発信の拡充

より区民に分かりやすい開かれた区議会としていくためには、議会活動に係る情報発信の拡充が必要である。本検討委員会で調査・検討を行った「区議会だよりの充実」、「議会報告会の実施」、「議会映像配信」及び「議会モニター制度」のほかにも、議会広報の拡充策として、「区議会ホームページの充実」等が考えられる。